

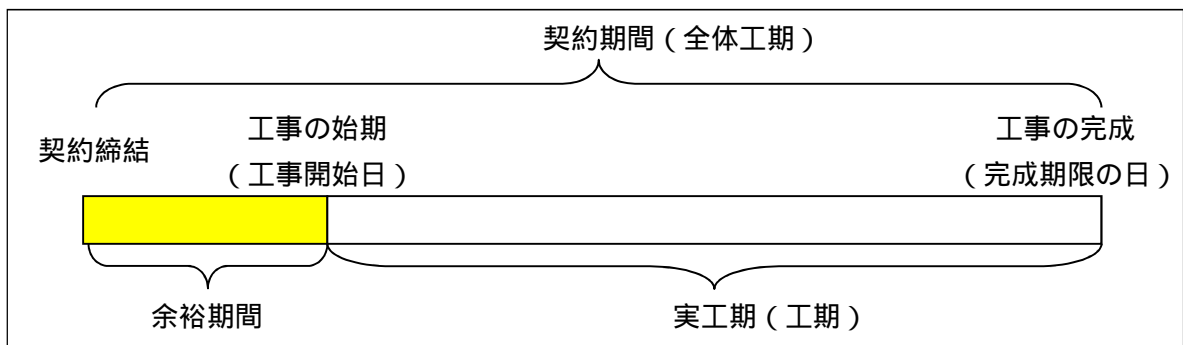
余裕期間制度（発注者指定方式）の試行導入について

平成29年度から、受注者の円滑な工事の施工体制の整備を図ることを目的に、契約締結から工事着手までの間に、建設資材や労働者の確保に充てる余裕期間を設ける「余裕期間制度」を試行的に一部の工事に適用します。

1 制度概要について

本市において「余裕期間」とは、受注者の円滑な工事の施工体制の整備を図るため、発注者が契約期間（全体工期）のうち3か月を超えない範囲で、建設資材や労働者の確保のためにあらかじめ設定する期間を言います。

「発注者指定方式」とは、発注者が工事開始日をあらかじめ指定する方式のことを言います。



2 対象工事について

工事の始期が学校の夏休み期間や施工が渇水期など、あらかじめ工期が限定される一部の工事を対象に適用し、対象となる工事については、件名に「【余裕期間設定】」と表記するとともに、現場説明書または特記仕様書に実工期を記載します。

3 現場代理人及び主任技術者等について

余裕期間内は、工事請負契約書第10条に規定する現場代理人及び主任技術者等の配置は不要となります。このため、受注者は余裕期間内に工事（現場への資材の搬入、仮設物の設置等）に着手することはできません。

なお、入札参加資格で求める技術者等の配置については、工事開始日以降に適用するものとして、入札時に審査を行います。

4 その他留意事項について

- (1) 工事請負契約書に記載する工期については、実工期ではなく、全体工期とします。ただし、コリンズの登録については、実工期で登録してください。
- (2) 契約保証の保証期間については、余裕期間を含めた全体工期を含むものとします。
- (3) その他、余裕期間設定工事に係る必要な手続等については、現場説明書または特記仕様書に定めるものとします。
- (4) 前払金の請求については、余裕期間設定の有無に関わらず、契約締結日から20日以内に行うものとします。